

内閣官房番号制度推進室  
内閣官房IT総合戦略室

## 【効果試算にあたっての考え方】

○マイナンバー制度の主な効果は、

- ・より公平・公正な社会保障制度や税制の実現
- ・行政運営の効率化
- ・国民の利便性の向上

○その効果は、

- ・国、地方公共団体、医療保険者、事業者や一般国民まで広く官民に波及
- ・定量化が困難な定性的効果が多く、定量化を試みる際には、一定の前提の下での粗い試算にならざるをえない。

○また、行政運営の効率化効果について、一般的に確立された試算方法はないとのこと。

## 【作業分担】

○マイナンバー制度活用における効果について、

- ・行政機関における効果は内閣官房番号制度推進室
  - ・事業者及び一般国民における効果は内閣官房IT総合戦略室
- において、それぞれ調査を行っているところ。

# マイナンバー制度の活用による経済・財政効果の検討状況

## 【検討経緯】

### ○効果項目の整理

- ・平成26年6月3日公表資料<sup>※1</sup>をベースに、より具体的に検討が進められ、新たなマイナンバーカードやマイナポータル<sup>※2</sup>の利活用場面も想定されるようになってきたことから、効果項目の再整理を実施。
- ・国・地方公共団体・医療保険者等における効果については、機関間の情報連携、マイナンバー制度導入による業務改善、さらには将来的に制度改革を行えば実現する効果等、42の効果項目に整理。
- ・事業者及び一般国民における効果については、主なライフイベント、年間イベントにおいて発生する手続きを検討し、52の効果項目に整理。
- ・「想定される手段」<sup>※2</sup>と「効果が発現する期間」<sup>※3</sup>ごとに分類。

### ○平成28年7月、「マイナンバー効果試算関係府省打合せ」を開催し、効果項目に関する事務及び計数の精査、並びに意見聴取への協力を依頼。

※1 マイナンバー制度導入における効果について関係機関の協力の下、甘利大臣より、「高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部（第64回）」にて公表

※2 マイナンバー、マイナンバーカード、マイナポータル

※3 効果が発現する期間ごとに

- ◇ 当面得られる効果---公的個人認証など既定のもののみを活用するだけで実施可能なもの。
  - ◇ 業務見直し等により得られる効果---実施にあたっては法令の見直しが不要であるものの業務見直しが必要なもの。
  - ◇ 制度見直しにより得られる効果---実施にあたっては法令の見直しが必要なもの。
- として分類

# マイナンバー制度の活用による経済・財政効果の検討状況

## 【現時点の検討状況】

### ○現在、

- ・国・地方公共団体・医療保険者等における効果については、情報連携対象事務及び連携見込み件数を精査中。平成29年4月現在、年間情報連携見込み件数 約1.3億件。
- ・事業者及び一般国民における効果については、関係府省庁からの確認・調整を継続的に実施し、一般国民における効果33項目、事業者における効果22項目に整理中。
- ・各効果項目の効果額の算出時に適用している単位費用は、「窓口への移動時間・交通費の削減」、「行政機関滞在時間の削減」、「書類作成事務の削減」等といった「効果要素」の発生有無（有の場合は発生件数）を想定し、それらに各効果要素の想定単価を乗じて算出。
- ・効果試算に当たって官民双方で共通化すべき前提や想定単価等は番号室とIT室の間で調整中。

## 【今後の進め方】

### ○今後、

- ・計数等の更なる精査を実施。
- ・専門家の知見をいただきながら試算や公表方法等について更に検討。
- ・平成29年度中に関係者の了解を得て公表できるよう鋭意調整。